

指定通所リハビリテーション
(予防通所リハビリテーション)

運営規程

医療法人社団曙会 曙診療所

(事業の目的)

第1条 曙診療所が実施する指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション（以下「指定通所リハビリテーション」という。）の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定通所リハビリテーションにおいては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活の機能の維持又は向上を目指し、理学療法、作業療法その他リハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。

指定介護予防通所リハビリテーションの提供においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 事業所は、利用者の医師及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスに努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の要介護状態若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 4 事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 指定通所リハビリテーション（指定予防通所リハビリテーション）の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 7 指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）の提供終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医や居宅介護支援事業所へ情報提供を行う。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 医療法人社団曙会 曙診療所
- 2 所在地 千葉県流山市東初石2丁目175番地

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- 1 管理者 1人
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- 2 医師 1人（うち、1名管理者と兼務）
診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、利用者の心身の状況、病歴及びその置かれている環境等を踏まえ、理学療法士その他の従業者と共同して、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画（以下、「通所リハビリテーション計画」という。）を作成するとともに、適切なりハビリテーションが行えるよう利用者の健康状態等を把握する。
- 3 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 3人以上
医師と連携して、前号の通所リハビリテーション計画を作成するとともに、利用者に対して

理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行う。

4 看護職員及び介護職員 10人以上

医師等の指示のもと、第2号の通所リハビリテーション計画に従ったサービスを実施する。また、サービスの実施状況及びその評価を診療記録に記載する。

5 事務職員 1人

必要な事務を行う。

6 その他 3名以上

送迎業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。ただし、災害、悪天候等やむを得ない事情が生じた場合は、利用者等に連絡の上変更することがある。

1 営業日

月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日及び国民の休日は除く。

2 営業時間

平日 午前8時30分から午後17時

3 サービス提供時間（前号の時間から送迎に要する時間を除く時間）

平日 午前9時15分から午後16時45分

4 延長サービス時間

平日 サービス提供時間前 午前8時30分から9時15分

サービス提供時間後 午後16時45分から18時45分

(指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の利用定員)

第6条 本事業所の利用定員は、1日につき100名（1単位）とする。

(指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕事業の内容)

第7条 事業所が行う通所リハビリテーションの内容は次のとおりとする。

- ① 健康チェックを行う。
- ② 食事を提供する。
- ③ 入浴介助を行う。
- ④ 送迎を行う。
- ⑤ 短期集中個別リハビリテーションを行う。
- ⑥ リハビリテーションマネジメントを行う。
- ⑦ 若年性認知症利用者受入を行う。
- ⑧ 栄養改善を行う。
- ⑨ 口腔機能向上を行う。
- ⑩ 選択的サービスを行う。
- ⑪ 介護に関する相談援助

- 2 事業所は、事業所の医師の診療に基づき、医師の診察内容及び運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画書（介護予防通所リハビリテーション計画書）を作成するとともに、通所リハビリテーション計画（介護予防通所リハビリテーション計画書）の療養上必要な事項について利用者又はその家族に対し、指導又は説明を行うとともに、適切なリハビリテーションを提供する。

(指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕利用料その他の費用)

第8条 指定通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護保険報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年2月10日厚生労働省告示第19号）によるものとする。

2 指定介護予防通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額（月単位）とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省告示第127号）に前項に定めるもののほか、事業所は利用者から以下の費用の支払いを受けるものとし、その額は別表のとおりとする。

- ① 食事の提供に要する費用、おむつ代、その他の日常生活費
 - ② 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う場合の送迎費用
- 3 事業所が利用者から前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 4 事業所が利用者から第1項及び第2項の費用の支払いを受けたときは、サービス及び料金の内容・金額を記載した、領収証書及びサービス提供証明書を利用者に交付しなければならない。
- 5 前項の規定は現物給付、法定代理受領とならない利用料の支払いを受けた場合にも適用する。なお、この場合、利用者又はその家族からの求めがあれば、要介護認定申請等必要な手続きについて説明・助言を行うこととする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域（送迎の実施地域）は、流山市、柏市（一部）の区域とする。

(衛生管理等)

第10条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行うものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための措置を整備する。
 - ③ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延のための研修及び訓練を定期的実施する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者が事業所の提供するサービスを利用するに当たっての留意事項は次のとおりとする。

- 2 利用者又はその家族は、利用者の心身の状況等に変化が見られた場合は、速やかに事業所の従業者に連絡すること
- 3 事業所の設備・備品を利用する際には、事業所の従業者の指示に従うこと
- 4 他のサービス利用者の迷惑となる行動等を慎むこと
 - ① 飲酒は禁止する
 - ② 利用者間の商品販売等による現金授受を禁止する。
 - ③ 利用者間の食品、おやつ等のやりとりを禁止する。

(緊急時等における対応方法)

第12条 事業所は、指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに必要な措置を講ずることとする。

- 2 事業所は、利用者に対する指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係わる居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して行った処置について記録するものとする。
- 4 事業所は、利用者に対する指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）

ョン) の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

- 第13条 事業所及びその従業者は、地震、火災等の非常災害に際して、利用者の安全確保を最優先とした避難、誘導等の措置を取らなければならない。
- 2 事業所の従業者は、消火設備、救急品、避難器具等の備え付け及びその使用方法、並びに非常災害時の避難場所、避難経路に熟知しておかなければならない。
 - 3 事業所の従業者は、非常災害等を発見又は発生の危険性を察知したときは、臨機の措置を取るとともに、所轄消防署に通報する等の適切な措置を講じ、その被害を最小限にとどめるように努めなければならない。
 - 4 事業者は、消防法に規定される防火管理者を定め、消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報体制を整備し、定期的に従業者に周知するとともに、非常災害に備えるため、年2回以上避難、救出その他必要な訓練を行う。
 - 5 事業所は、前項に規定する訓練の実施にあたり、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(居宅介護支援事業者との連携)

- 第14条 事業所は、事業の実施に際し、居宅介護支援事業者（必要と判断される場合は、他の主治医、保健医療・福祉サービス提供者を含む）と連携し、以下の場合には必要な情報を提供することとする。
- 1 利用者がサービス計画の変更を希望し、それが適切と判断される場合
 - 2 次の理由により適切なサービス提供は困難と判断されるとき
 - ① 第6条に定める利用定員を超える場合
 - ② 第9条に定める通常の事業の実施地域外の利用者で送迎等に対応できない場合
 - ③ 利用者が正当な理由がなく従業者の指示に従わないため、サービス提供ができない場合
 - ④ その他正当な理由により受け入れられないと判断した場合
- 2 前項第2号③及び④の際に、利用者の要介護状態等の程度を悪化させたとき又は悪化させるおそれがあるとき、及び利用者に不正な受給があるとき等には、意見を付して当該市町村に通知することとする。

(利益供与の禁止)

第15条 事業所及びその従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者等に対し、利用者にサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(個人情報の保護)

- 第16条 事業所及びその従業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を尊重し適切な取り扱いに努める。
- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は代理人の同意をあらかじめ書面により得るものとする。

(苦情処理)

- 第17条 利用者やその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、事業所に苦情受付窓口を設置する。苦情が生じた場合は、直ちに相手方に連絡を取り、詳しい事情を把握するとともに、従業者で検討会議を行い、必ず具体的な対応を行う。また、苦情記録、その対応を台帳に保管し、再発を防ぐ。詳細は別紙「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」による。
- 2 事業所は、提供した指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示

の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 事業所は、提供した指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）に係わる利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（虐待防止に関する事項）

第18条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- ①虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- ②虐待防止のための指針の整備
- ③虐待を防止するための定期的な研修の実施
- ④前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束）

第19条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 身体拘束等適性のための指針の整備・マニュアルの見直し又研修を定期的に行うために委員会を設置する。

（業務継続計画の策定）

第20条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- 3 事業所は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
- 4 前2・3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置を行うものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第21条 事業所は、全ての通所リハビリテーション従業者（看護師・准看護師、介護福祉士等、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次の通り設けるものとする。

- ① 採用時研修 採用後3ヶ月以内。
- ② 研修 年2回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は従業者が在職中のみならず退職後においても、業務上知り得た利用者又はその家族に秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じるものとする。
- 4 事業所は、適切な指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）の提供を確保する観点から、性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要なかつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方

針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

- 5 この規程の概要等、利用（申込）者のサービス選択に関する事項については、事業所内の見やすい場所に掲示する。
- 6 第7条第1項第1号の通所リハビリテーション計画、サービス提供記録（診療記録を含む。以下同じ。）については、それらを当該利用者に交付する。
- 7 第7条第1項第1号の通所リハビリテーション計画、及びサービス提供記録、第12条第2項に規定する事故発生時の記録、第13条第2項に規定する市町村への通知、並びに前条の苦情処理に関する記録については、整備の上、完結してから5年間保存する。
- 8 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団曙会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（附 則）

この規程は 平成27年6月1日から施行する。

改定 令和6年4月1日から施行する